

○大崎市高齢者タクシー利用助成事業実施要綱

平成21年3月9日

告示第27号

改正 平成23年1月27日告示第15号

平成24年12月27日告示第250号

平成26年3月5日告示第53号

平成26年6月20日告示第128号

平成26年6月20日告示第129号

平成26年9月30日告示第216号

(趣旨)

第1条 この要綱は、在宅の65歳以上の者（以下「高齢者」という。）が、タクシーを利用する場合の費用の一部を助成することにより、高齢者が住み慣れた地域社会の中で引き続き生活していくことを支援するため、大崎市高齢者タクシー利用助成事業（以下「事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) タクシー事業者 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を行うタクシー事業者をいう。

(2) 運賃等 道路運送法第9条の3に規定する運賃及び料金をいう。

(対象者)

第3条 この事業の対象となる者（以下「対象者」という。）は、市内に住所を有する高齢者で、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 介護保険法（平成9年法律第123号）第19条第1項に規定

する要介護認定又は同条第2項に規定する要支援認定を受けている者

(2) 対象者の世帯に属する世帯員（現に生計を一にすると認められる者を含む。以下同じ。）が第5条の規定による申請のあった年度において市町村民税（申請月が4月1日から6月14日までの間であるときは、前年度の市町村民税）が課税されていないこと又は生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護を受けていること又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）の規定による支給を受けていること。

(3) 対象者の世帯に属する世帯員全員が、次のいずれかに該当すること。

ア 65歳以上の者又は18歳未満の者

イ 道路交通法（昭和35年法律第105号）第103条第1項第1号、第1号の2若しくは第2号に該当する者又はこれらに準ずる者として市長が認める者

ウ 長期入院，入所等による長期不在者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、対象者から除くものとする。

(1) 申請時に継続して3月以上入院している者

(2) 社会福祉施設（ケアハウスを除く。）、介護保険施設等の施設に入所している者

(3) 大崎市高齢者福祉有償運送利用助成事業実施要綱（平成20年大崎市告示第18号）第7条第2項の規定により大崎市高齢者福祉有償運送利用助成券の交付を受けている者

(4) 大崎市重度障害者福祉有償運送助成事業実施要綱（平成20年大崎市告示第33号）第7条第1項の規定により大崎市重度障害者福

祉有償運送利用助成券の交付を受けている者

(5) 大崎市福祉タクシー利用助成事業実施要綱（平成26年大崎市告示第128号）第5条第1項の規定により福祉タクシー利用券の交付を受けている者

(6) 大崎市心身障害者自動車等燃料費助成事業実施要綱（平成26年大崎市告示第129号）第6条第1項の規定により大崎市心身障害者自動車等燃料費助成券の交付を受けている者

(7) 大崎市グループタクシー事業実施要綱（平成22年大崎市告示第25号）第7条第1項の規定により大崎市グループタクシー利用助成券の交付を受けている者

（平24告示250・平26告示53・平26告示128・平26告示129・平26告示216・一部改正）

（助成金額）

第4条 事業の助成金額は、対象者が支払う運賃等のうち、乗車1回につき600円を助成するものとし、これを超える運賃等は利用者の負担とする。

（利用の申請）

第5条 事業を利用しようとする者（以下「申請者」という。）は、大崎市高齢者タクシー利用助成券交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定に関わらず、申請者は申請に関する手続きを、当該申請者に代わって、その親族、民生委員、地域包括支援センター又は指定居宅介護支援事業者に行わせることができる。

（利用の決定等）

第6条 市長は、前条の規定による申請書を受理したときは、その内容を審査の上、交付の決定をしたときは、大崎市高齢者タクシー利用助成券

交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により交付の決定した者（以下「利用者」という。）に対し、大崎市高齢者タクシー利用助成券（様式第3号。以下「利用券」という。）を交付するものとする。

3 前項の規定により交付する利用券は、利用者1人につき1月当たり2枚とし、申請日の属する月から最初の3月までの分を一括して交付するものとする。

（利用方法）

第7条 利用者は、タクシー事業者のタクシーを利用したときは、その運賃等の支払いの一部として、利用券1枚をタクシーの乗務員（以下「乗務員」という。）に提出することができる。

（利用券の有効期限）

第8条 利用券の有効期限は、利用券の交付した日の属する年度の末日とする。

（譲渡，貸与の禁止）

第9条 利用者は、利用券を他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

（利用券の返還等）

第10条 利用者又はその遺族は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに大崎市高齢者タクシー利用助成券返還届出書（様式第4号）を市長に提出するとともに、有効期限の到来しない利用券を返還しなければならない。

（1） 利用者が死亡又は転出したとき。

（2） 利用者が第3条に規定する対象者に該当しなくなったとき。

（3） 利用券が不用になったとき。

（不正利得の返還等）

第11条 市長は、利用者が偽りその他不正な行為により利用券の交付を

受け、又は使用したときは、当該利用者に対し、利用券の返還を求め、既に使用した利用券がある場合には、その助成額について返還させることができる。

(タクシー券を利用することができるタクシー事業者)

第12条 利用券を利用することができるタクシー事業者は、市とこの事業に関し協定を締結した社団法人宮城県タクシー協会大崎支部に加入するタクシー事業者とする。

(助成金の請求)

第13条 前条に規定するタクシー事業者は、利用者が利用券によりタクシーを利用した日の属する月の分について、翌月10日までに、大崎市高齢者タクシー利用助成事業助成金請求書(様式第5号。以下「請求書」という。)に利用券を添付し、市長に請求するものとする。

(助成金の支払)

第14条 市長は、前条の規定による請求書を受理したときは、その内容を審査の上、速やかに助成金を支払うものとする。

(交付台帳の整備)

第15条 市長は、事業を適正に実施するため、大崎市高齢者タクシー利用助成券交付台帳(様式第7号)を整備するものとする。

(資料の提出)

第16条 市長は、事業の適正化に資するため、タクシー事業者に対し、利用者の乗車記録等、利用状況に関する資料の提出を求めることができるものとする。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、この事業の実施に関し必要な事項は、民生部長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成21年4月1日から施行する。

(大崎市高齢者福祉有償運送利用助成事業実施要綱の一部改正)

2 大崎市高齢者福祉有償運送利用助成事業実施要綱(平成20年大崎市告示第18号)の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

附 則(平成23年1月27日告示第15号)

この告示は、平成23年2月1日から施行する。

附 則(平成24年12月27日告示第250号)

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成26年3月5日告示第53号)抄

(施行期日)

1 この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成26年6月20日告示第128号)抄

(施行期日)

1 この告示は、平成26年7月1日から施行する。

附 則(平成26年6月20日告示第129号)抄

(施行期日)

1 この告示は、平成26年7月1日から施行する。

附 則(平成26年9月30日告示第216号)

この告示は、平成26年10月1日から施行する。

附 則

この告示は、行政手続における特定の個人を認識するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)附則第1条第4号に掲げる既定の施行の日から施行する。

年 月 日

大崎市長 様

申請者 住所
 (対象者) 氏名 ㊟
 生年月日 年 月 日 (歳)
 電話番号

大崎市高齢者タクシー利用助成券交付申請書

大崎市高齢者タクシー利用助成券の交付を受けたいので、次のとおり申請します。
 また、利用助成券の交付要件を確認するため、私の要介護認定結果及び市町村民税の課税状況を
 閲覧することに同意します。

記

身体 の 状 況	介護保険 被保険者番号		要介護状態 区分等	<input type="checkbox"/> 要介護 () <input type="checkbox"/> 要支援 ()
	認定の有効期間	年 月 日 ~ 年 月 日		
	障害者手帳等	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 身体障害者手帳 (.....種.....級.....障害別:視覚・聴覚・肢体・内部.....) <input type="checkbox"/> 療育手帳 (A・B) <input type="checkbox"/> 精神障害者保健福祉手帳 (.....級)		
世帯員 の 状 況	氏名	生年月日 (年齢)	続柄	障害又は病気若しくは長期不在の状況 (※18歳以上65歳未満の方のみ)
		年 月 日 (歳)		
		年 月 日 (歳)		
		年 月 日 (歳)		
		年 月 日 (歳)		
		年 月 日 (歳)		

- ※1 世帯員に身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳等を所持している方は、確認のため申請時に写しを提示してください。
- ※2 世帯員が2人以上の場合は別紙「市町村民税の課税状況調査に関する同意書」を添付して下さい。
- ※3 他市町村から市町村民税が賦課されている場合には、当該市町村が発行する非課税証明書を添付してください。

申請手続代行者

住所 (申請者と同居の場合は不要)	氏 名	続 柄	電話番号
			-

※ 担当課使用欄 (申請者は、以下に記入しないでください。)

市町村民税世帯課税状況	<input type="checkbox"/> 非課税世帯 <input type="checkbox"/> 課税世帯	判定	<input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 否 ()
-------------	--	----	---

別紙

市町村民税の課税状況調査に関する同意書

()が申請した大崎市高齢者タクシー利用助成事業の助成券交付決定の判定に用いるため、市町村民税の課税状況を調査することに同意します。

年 月 日

世帯員 住所 大崎市
氏名 (印)
(続柄)

世帯員 住所 大崎市
氏名 (印)
(続柄)

世帯員 氏名 (印)
(続柄)

世帯員 氏名 (印)
(続柄)

世帯員 氏名 (印)
(続柄)

世帯員 氏名 (印)
(続柄)

大崎市長 様

※ 世帯員が2人以上のときは申請書に添付願います。

様式第2号(第6条関係)

第 号
年 月 日

様

大崎市長

印

大崎市高齢者タクシー利用助成券交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました大崎市高齢者タクシー利用助成券の交付について、下記のとおり決定したので通知します。

記

交付可否	利用助成券を <input type="checkbox"/> 交付します。 <input type="checkbox"/> ()のため、交付できません。		
助成基準	乗車1回につき600円		
交付内訳	枚(月×2枚)	交付番号	
有効期限	年 月 日まで		
利用方法	利用助成券に記載するタクシー事業者のタクシーを利用したときに、運賃の支払いの一部として利用助成券を提出してください。		
返還の届出等	利用者が有効期限内に、次の事項に該当した場合には、利用助成券が使用できませんので、速やかに利用助成券返還届出書を提出するとともに、有効期限の到来しない利用助成券を返還してください。 ① 死亡又は転出したとき。 ② 要介護(支援)認定の更新において、要介護又は要支援でなくなったとき。 ③ 介護保険施設等の施設に入所したとき。 ④ 65歳未満の方と同居することとなったこと等、世帯要件による助成を受ける資格がなくなったとき。 ⑤ 第3条第2項に規定する他の助成事業の交付を受けることになったとき。		
連絡先	大崎市 部 課 係 電話番号 — (内線 番)		

様式第3号(第6条関係)


1 大崎市高齢者タクシー利用助成券表紙

交付番号			
大崎市高齢者タクシー利用助成券			
利用者氏名		電話番号	—
介護保険被 保険者番号		有効期限	年 月 日
交付年月日 年 月 日			
大 崎 市 長 			

2 大崎市高齢者タクシー利用助成券表紙(見返し)

《利用助成券の使用に関する留意事項》	
1 利用方法	券の裏表紙に記載するタクシー事業者のタクシーを利用の都度、運賃等の一部として、乗務員に提出して使用してください。
2 利用制限	1回の利用につき1枚の使用とします。
3 禁止事項	他人に譲渡又は貸与することはできません。
4 紛失等	紛失、盗難、破損又は汚損したときは再発行はいたしません。
5 資格喪失	利用資格が喪失した場合は、速やかに返還届出書を提出するとともに、有効期限の到来しない利用助成券を返還してください。
※ その他不明な点は、次の係までお問い合わせください。	
大崎市	部 課 係 電話番号 —

3 大崎市高齢者タクシー利用助成券本券(表)

交付No. 大崎市高齢者タクシー 利用助成券(控)	(地域名) 大崎市高齢者タクシー利用助成券
利用年月日 年 月 日	利用年月日 年 月 日
助成基準額 乗車1回につき600円	利用者氏名
	本券の用途 タクシー運賃等の助成
	助成基準額 乗車1回につき600円
	有効期限 年 月 日
大 崎 市	大 崎 市 長 

4 大崎市高齢者タクシー利用助成券本券(裏)

《利用助成券の使用に関する留意事項》

- 1 利用方法 券の裏表紙に記載するタクシー事業者のタクシーを利用の都度、運賃等の一部として、乗務員に提出して使用してください。
- 2 利用制限 1回の利用につき1枚の使用とします。
- 3 禁止事項 他人に譲渡又は貸与することはできません。
- 4 紛失等 紛失、盗難、破損又は汚損したときは、再発行はいたしません。
- 5 資格喪失 利用資格が喪失した場合は、速やかに返還届出書を提出するとともに、有効期限の到来しない利用助成券を返還してください。

5 大崎市高齢者タクシー利用助成券裏表紙(表)

利用できるタクシー事業者

6 大崎市高齢者タクシー利用助成券裏表紙(裏)

お 願 い

この利用助成券を拾得された方は、下記へご連絡ください。

(連 絡 先)

大崎市 部 課 係 電話 ー

様式第4号(第10条関係)

年 月 日

大崎市長 様

届出者 住 所
氏 名
電話番号 —
利用者との続柄()

大崎市高齢者タクシー利用助成券返還届出書

大崎市高齢者タクシー利用助成券を返還しますので、下記のとおり届出ます。

記

利用者	住 所			
	氏 名		交付番号	
返 還 の 事 由	① 死亡したため。 ② 転出したため。 ③ 要介護認定の更新において、要介護又は要支援でなくなったため。 ④ 不用になったため。 ⑤ その他 ()			
返還事由発生日	年 月 日			
返 還 の 内 訳	枚			

※ 返還の事由欄は、該当する事由に○印を付けてください。

様式第5号(第13条関係)

年 月 日

大崎市高齢者タクシー利用助成事業助成金請求書

大崎市長 様

請求者 所在地

事業者名

代表者



大崎市高齢者タクシー利用助成事業に係る助成金を、下記のとおり請求します。

記

請求金額	円	
利用月	年 月分	
内 訳	600円 × 枚	
支 払 先	金融機関名	
	預金種別	
	口座番号	
	口座名義人	

※ 使用済の利用助成券を添付してください。

様式第6号(第15条関係)

大崎市高齢者タクシー利用助成券交付台帳

交付 番号	申請月日	申請者 氏名	生年月日	介護保険被 保険者番号	要介護度	住 所	交 付 記 録		異 動 処 理		備 考
							交付月日	有効期限	異動月日	事 由	

様式第1号（第5条関係）

（平24告示250・全改）

様式第2号（第6条関係）

様式第3号（第6条関係）

様式第4号（第10条関係）

様式第5号（第13条関係）

（平24告示250・全改）

様式第6号（第15条関係）